別記

由布市個人情報取扱委託業務に係る個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　由布市が発注する個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部（以下「委託個人情報取扱い業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、委託個人情報取扱い業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（適正な管理）

第３　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、由布市の保有する個人情報の安全管理のための措置に関する指針（令和６年３月１２日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

２　受託者は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びに委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により由布市に通知しなければならない。

３　受託者は、由布市の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織(電子計算機及びその関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。)を利用して委託個人情報取扱い業務に係る個人情報を処理するときは、受託者以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

（従事者への監督及び教育の実施）

第４　受託者は、委託個人情報取扱い業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、委託個人情報取扱い業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（取得の制限）

第５　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（取扱制限）

第６　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第７　受託者は、由布市の指示又は承諾がある場合を除き、委託個人情報取扱い業務に関して知り得た個人情報を委託個人情報取扱い業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（消去等）

第８　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、由布市の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（複製等の制限）

第９　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、由布市の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

（再委託等の制限）

第１０　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、由布市の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が受託者の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

　（再委託先等の安全管理措置）

第１１　受託者は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

（資料等の返還等）

第１２　受託者は、委託個人情報取扱い業務を処理するために由布市から提供を受け、又は受託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第９ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに由布市に返還し、又は引き渡し、若しくは第８に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、由布市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（点検及び実地検査等）

第１３　受託者は、定期に、及び由布市から報告を求められた場合は随時に、受託者が委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、由布市に報告しなければならない。

２　由布市は、受託者が委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時、受託者に対し実地検査を行うことができる。

３　受託者が委託個人情報取扱い業務の処理を再委託する場合は、受託者を通して、又は由布市により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

４　受託者は、前３項に定める点検又は実地検査に協力し、かつ、必要な情報を由布市に提供しなければならない。

５　受託者は、第１項から第３項に定める点検又は実地検査の結果、由布市から委託個人情報取扱い業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

（事故発生時等における対応）

第１４　受託者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに由布市に報告し、その指示に従うものとする。

２　受託者は、本特記事項に違反した者に対し、法令及び由布市が定める規程に基づき厳正に対処しなければならない。

（損害賠償）

第１５　受託者は、本特記事項に違反したことにより由布市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第１６　由布市は、受託者が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注　個人情報に係る業務の処理の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加するものとする。